

委員会提出議案第 4 号

再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画
の改定に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 6 日

提出者 立川市議会環境建設委員会
委員長 須 崎 八 朗

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定に関する意見書

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を 2100 年までに産業革命から 1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030 年第 6 次エネルギー基本計画の改定はコロナと気候危機が進んでいる今、大変大切な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030 年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021 年 3 月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。日本は約 70%の食料とほぼ 100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050 年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。

エネルギー政策の基本は、地域です。市は、国を動かしていく役割があると考え、下記のとおり要請します。

記

1. 国は、次期エネルギー基本計画で、2030 年度の再生可能エネルギー電力目標を 60%以上、2050 年度は 100%としてください。
2. 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 24 日

立川市議会

議長 福島 正 美